|  |  |
| --- | --- |
| **事業概要****子どもの貧困対策に関する具体的取組の進捗状況等【概要版】** | **平成２９年度・３０年度（H31.1月末時点）の進捗状況及び取組予定**資料 1-1 |
| **【経済的支援】** |
| **ひとり親の資格取得に向けた支援**【H29年度～】・ひとり親家庭の親に対して、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供など一貫した就業支援や養育費相談などの生活支援を実施・ポータルサイト運営企業の協力のもと、母子家庭等就業自立支援センターが実施する就業相談支援や就業支援講習会等周知徹底・就業支援講習会におけるメニューについて、資格取得につながりやすい講習会を充実・きめ細やかな支援を行うため、要となる母子・父子自立支援員のスキルアップを図る研修を充実 （H28実績：相談者数585人　就職者数76人） | 【平成29年度】・就業相談状況：相談者数466人、就職者数71人・介護職員初任者研修やパソコン研修等を実施（受講者数 103人、就業者数 94人）・母子・父子自立支援員研修会を5回実施し、就労支援や各種支援制度等を紹介【平成30年度】・就業相談状況：相談者数 401人、就職者数 46人・介護職員初任者研修やパソコン研修等を実施（受講者数 134人、就業者数 109人）・ひとり親家庭への支援施策や人権など基本的な内容から、面会交流支援やDV被害者支援の視点など最近の社会情勢をテーマに取り入れた母子・父子自立支援員研修会を5回開催 |
| **ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進**・総合評価入札制度や、指定管理者制度により、ひとり親家庭の親の雇用を促進【H29年度～】・公募型プロポーザル方式により実施する契約において、ひとり親を雇用する企業にインセンティブが働くよう審査基準にひとり親に関する基準を取り入れる手法について検討 | 【平成29年度】・庁舎の清掃業務の入札にあたり、母子家庭の母を常用雇用した場合に加点することとした。・指定管理者制度における審査基準に母子家庭の母を含めた就職困難者の雇用促進の視点を盛り込んだ。【平成30年度】・府主催の母子・父子自立支援員研修会において、府の取組の紹介を行っている。・公募型プロポーザル方式で実施する契約において、福祉部発注案件4件中、3件分の審査内容に母子家庭の母の雇用状況を反映 |
| **養育費確保に向けた支援**【H29年度～】・離婚後、子どもの監護や教育に必要な「養育費」の取り決めが確実に遂行されるよう促進・母子家庭等・就業自立支援センターにおける弁護士や専門相談員による養育費相談に加え、今後、国に対して立替払い制度など養育費の確保に係る新たな仕組みの構築について提案・協議 | 【平成29年度】・現行法制度における養育費確保方策について確認【平成30年度】・学識経験者に対して調査を委託し、諸外国における立替え払い制度のとりまとめ及び日本における制度創設の提案をいただいた。・報告書の内容を整理し、H31年１月中旬に国に対して提案・協議を行った。 |
| **生活困窮者自立支援事業**・【H29年度～】・府内福祉事務所設置自治体における任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを実施し、本事業を充実・強化　①市町村連絡会議等を開催し、先進事例の紹介や意見交換等を実施　②全43市町村を訪問し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換を実施　③府内の自立相談支援機関相談員及び行政担当者も参画した研修企画プロジェクトチームを設置し、従事者研修の内容を充実（府内自治体の任意事業実施率 H28:66%⇒H29:76%）・生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援を効果的かつ効率的に行うため、平成28年度から委託実施している「大阪府広域就労支援事業」を充実・強化（事業参加自治体 H28:6自治体⇒H29:9自治体）・生活保護の実施機関の福祉事務所と密接に連携すること等を市町村連絡会議等の場を通じて府内各自治体に周知し、両制度の連携を推進 | 【平成29、30年度】・府内福祉事務所設置自治体における努力義務・任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを実施　①市町村連絡会議を年４回開催（H30は予定）し、先進事例の紹介や意見交換等を実施した。　②全43市町村を訪問し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換を実施するとともに、実施結果報告を市町村へフィードバックした。　③研修企画PT会議を開催し、市町村の意見も踏まえて相談支援員等従事者研修の内容を検討し、従事者研修を５回開催した。（府内自治体の努力義務・任意事業実施率 H29:76%⇒H30:79%）・平成28年度6自治体で委託実施した「大阪府広域就労支援事業」について、市町村連絡会議等で事業実施状況の紹介を行うとともに、次年度への参加を働きかけたところ、平成29年度は９自治体の参加により、更なる広域就労支援を進めた。平成30年度は10自治体の参加により、更なる広域就労支援を進める。・生活保護制度と密接に連携すること等を市町村連絡会議や生活保護査察指導員会議の場を通じて府内各自治体に周知し、両制度の連携を推進した。 |
| **事業概要****子どもの貧困対策に関する具体的取組の実施状況等【概要版】** | **平成２９年度・３０年度（H31.1月末時点）の進捗状況及び取組予定** |
| **【学びを支える環境づくり】** |
| **子どもの学習支援の場への学生等の参加の促進**・【H30年度～】・ボランティア活動を単位化している大学と連携協定を締結するなどにより、子ども食堂等での学習支援などに、大学生が参加する支援の仕組みを構築・上記以外の大学については、大学や学生のインセンティブが働くよう検討・その他、学習支援にかかるボランティアとして教員ＯＢの活用を検討 | 【平成30年度】・大学生の子ども食堂での学習支援について、関西大学、大阪大学、大教大等の府内大学との連携に向けて調整・大教大の学生による子ども食堂での実習をH31年2月以降順次実施・教員ＯＢの子ども食堂での学習支援について、教育庁と連携し、（１）退職予定の教職員向けに、校長連絡会（12/4）や、H30年度退職教員説明会 (1/23・参加者約700人)にて、チラシ配布や説明を行い、（２）教職員退職者向けに、府教職員互助組合機関紙「年輪」２月号へのチラシ折り込み（32,000部）を実施 |
| **スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化**【H29年度～】＜小中学校生徒指導体制推進事業＞・小学校５０校にＳＳＷを派遣（1日6時間、年17回）・中学校生徒指導主事を中心とした中学校区での小中学校9年間の連続した支援体制を確立し、問題行動等の発生件数を減少させるため、課題の多い中学校に非常勤講師を配置、中学校生徒指導主事の負担を軽減・課題の多い小学校(50校)において、校長OB、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を学校の状況に応じて配置し、支援人材、専門家を含めたチームを結成＜スクールソーシャルワーカー配置事業＞・スクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会に派遣し、児童・生徒に対する福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネットワークを充実・市町村におけるスクールソーシャルワーカーの確保に向け、定数措置を国に要望 | 【平成29、30年度】＜小中学校生徒指導体制推進事業＞・小学校にSSW等の派遣、連絡会の開催（H29:SSW50校・連絡会５回、H30:SSWサポーター等80校・連絡会５回）・中学校を対象に非常勤講師を配置（H29、30とも125校）　　・中学校生徒指導主事等へ研修を実施（H29、30とも年４回）・希望者対象研修を実施（H29、30とも年４回）・事業実施市町教育委員会訪問（H29、30とも31市町各年2回）・実施小中学校訪問（H29：175校に年2～4回、H30：205校に年2～4回）・生徒指導通信「指導の泉」発行(H29：年12回、H30：年8回）＜スクールソーシャルワーカー配置事業＞・スクールソーシャルワーカーを派遣（H29：府内37市町村、H30：府内36市町村）・スクールソーシャルワーカー連絡会（H29、30とも年6回）　　　　　　　　　・スクールソーシャルワーカー育成支援研修（H29、30とも年７回）・スクールソーシャルワーカースーパーバイザー会議（H29、30とも年5回）　・チーフスクールソーシャルワーカー会議（H29、30とも年３回）《H29相談件数》　派遣学校数　のべ　1,303校、相談件数　のべ5,247件、参加ケース会議数　1,471件 |
| **高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み**【H29年度～】＜課題早期発見フォローアップ事業＞・民間支援団体（NPO等）と連携し高校に居場所を設けることにより、課題を抱える生徒の早期発見・登校の動機づけを行う。・14校の学校内の居場所に外部人材（スクールソーシャルワーカーやキャリアコンサルタント等）と民間支援団体を配置【H30年度～】＜課題を抱える生徒フォローアップ事業費＞・貧困をはじめとする課題を抱える生徒が多く在籍する学校において、課題を早期発見し、福祉、医療等の社会資源へとつなげることで学校への定着を図り、中退者を減少させる。・生徒の抱える課題は様々であるため、学校のニーズに適切に応えるべく、居場所設置型（１４校）とスクールソーシャルワーカー集中配置型（４校）で取組む。 | 【平成29年度】府立高校14校の学校内の居場所に外部人材と民間支援団体を配置し、そこで受けた相談をもとに校内での支援や外部の専門機関につなぐなどして、中退・不登校防止に向けた取組みを実施した。【平成30年度】貧困をはじめとする課題を抱える生徒が多く在籍する学校において、居場所設置型とスクールソーシャルワーカー集中配置型を設け、生徒の課題を早期発見し、福祉、医療等の社会福祉資源へとつなげることで生徒の学校への定着を図り、中退者の減少に努めている。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **事業概要** | **平成２９年度・３０年度（H31.1月末時点）の進捗状況及び取組予定** |
| **【子ども孤立防止】【親の孤立防止】** |
| **子ども食堂の府内全域展開、ネットワークの強化**【H30年度～】・子ども食堂等の居場所づくりが府内全域で展開できるよう相談窓口の設置や広域調整機能について検討 | 【平成30年度】・福祉基金を活用した助成事業として「子ども食堂コンシェルジュ事業」に取り組む団体を募集・決定、７月に運用を開始し、子ども食堂等の開設や運営に関する相談窓口の開設、子ども食堂等に対する情報提供・マッチング、子ども食堂等に関する研修会等の取組を実施・H31年度も同取組を実施予定 |
| **子どもの未来応援ネットワークモデル事業**【H29年度～】・子どもの貧困対策に資するよう、支援を要する子どもの発見から対策の実施、見守りまでをトータルでサポートする体制づくりに向けて、門真市においてモデル事業を実施し、対応のポイント等を取りまとめ、府内全域で展開 | 【平成29年度】・10月よりモデル事業を実施（応援団員数：685名）・市町村担当者会議や取組事例研究会（12/27、3/26）において、モデル事業の取組状況等の情報共有を実施【平成30年度】・H30年7月末までモデル事業を実施（応援団員数：1,038名、対応ケース数：72件）・市町村担当者会議（H30/4/27、7/12、10/19）において、モデル事業の取組ポイントや成果等の情報共有を実施 |
| **企業との連携による子育て支援情報発信**【Ｈ29年度～】・ポータルサイト運営企業との連携により以下等実施・子育て支援制度や相談窓口等について、メールマガジンにより周知するとともに保護者に教える教室を開催・市町村に対し、メールマガジンに掲載する子育て支援制度の情報提供及び保護者向け教室の共同開催について依頼 | 【平成29年度】・育児助成金白書（株式会社ｌｕｆｔ）と事業連携協定を締結・ＨＰ及び保護者向け教室にて大阪府の事業を紹介・能勢町と連携し保護者向け教室を開催【平成30年度】・市町村のＨＰに育児助成金白書へのリンクを掲載（２３市町村で掲載予定）・ＨＰ及び保護者向け教室にて大阪府の事業を紹介・能勢町と連携し保護者向け教室を開催 |
| **【子育て環境整備】** |
| **公共施設の面会交流への活用**【H29年度～】・専門相談機関（ＦＰＩＣ）が面会交流支援を行うスペースとして、大型児童館を活用するとともに他の公共施設での活用を検討 | 【平成29年度】・FPIC大阪ファミリー相談室において、面会場所の確保が課題となっていることを踏まえ、大型児童館ビッグバンを活用できるようにした【平成30年度】・市町村に対し、面会交流支援を行うスペースとして活用できる公共施設を調査・活用できる公共施設一覧をまとめ、ＦＰＩＣ大阪ファミリー相談室へ提供・今後、FPICにおいて、公共施設の活用を検討 |

|  |  |
| --- | --- |
| **事業概要** | **平成２９年度・３０年度（H31.1月末時点）の進捗状況及び取組予定** |
| **【オール大阪での取組】** |
| **子どもの貧困緊急対策事業費補助金**【Ｈ30年度～】・実態調査の結果を踏まえ、市町村において地域の実情に応じた「子ども・保護者のセーフティネットの構築」や「ひとり親家庭の雇用促進」ができるよう補助事業として位置づけ強力に推進 | 【平成30年度】・24市町の事業について交付決定・市町村担当者会議（4/27、7/12、10/19）において、モデル事業や補助金を活用した取組事例の情報共有を実施 |
| **子ども輝く未来基金**【H30年度～】・子どもの貧困対策に社会全体で取り組んでいくため、府民や企業等からの寄附の受け皿として基金の創設 | 【平成30年度】・在阪企業等を中心に、寄附を依頼　（平成31年1月末時点の寄附受入額：51,006千円）・下記の事業を実施　◆子どもの教育に関する事業（7,587千円）　　概要：子ども食堂における計算ドリルや問題集、知育玩具などの購入　　対象：学習支援を実施する府内の子ども食堂を利用する子ども　◆子どもの体験に関する事業（3,450千円）　　概要：子ども食堂や母子・父子福祉団体を通じて、各種体験活動の参加にかかる交通費や保険料等を支援　　対象：府内の子ども食堂を利用する子ども及びひとり親家庭の子ども　◆子どもの生活支援に関する事業（4,663千円）　　概要：プリペイドカードを支給　　対象：児童養護施設等で暮らす子ども |